

(趣旨)

第1条 この告示は、嬉野市(以下「市」という。)での住宅用地の供給の促進を図り、良好な住環境整備を推進し、定住人口の増加を目的として、市内において居住用の一戸建て住宅用地を分譲用宅地として開発整備を行う民間事業者等に対し、市が奨励金を交付することに関し、嬉野市補助金等交付規則(平成18年嬉野市規則第42号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 分譲宅地開発事業 市内に新たに一戸建て住宅用地を分譲することを目的として行われる宅地造成をいう。
- (2) 民間事業者 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。
- (3) 分譲宅地 民間事業者が土地を区画整理して宅地用に販売する土地をいう。
- (4) 土地提供者 民間事業者を直接の譲渡人として、分譲宅地用の土地を令和5年4月1日以後に譲渡した者をいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 分譲宅地開発事業を行う民間事業者又は土地提供者
- (2) 市税に滞納がない者
- (3) 嬉野市暴力団排除条例(平成24年嬉野市条例第2号)第2条第2号から第4号までのいずれにも該当しない者

(分譲宅地開発事業の要件)

第4条 奨励金の交付の対象となる分譲宅地開発事業は、市内において行うもののうち、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 令和5年4月1日から令和9年3月31日までに完了する分譲宅地開発事業であること。
- (2) 分譲宅地を2区画以上整備する分譲宅地開発事業であること。
- (3) 前号に掲げる分譲宅地の面積が、1区画当たり165平方メートル以上であること。
- (4) 奨励金の交付申請時において、分譲宅地開発事業が完了し、分譲宅地を販売できる状態であること。
- (5) 分譲宅地開発事業を行う場所が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に規定する土砂災害特別警戒区域外であること。
- (6) 分譲宅地開発事業を行う場所が水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項の規定により指定された洪水浸水想定区域内である場合にあっては、想定される最大浸水深に対応し得る措置がなされていること。
- (7) 分譲宅地開発事業を行う場所が学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条で定める学校のうち、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校のいずれかから半径2キロメートル以内の範囲内であること。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、次の各号に掲げる奨励金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 分譲宅地開発事業を行う民間事業者に対して交付する奨励金 1区画当たり20万円とする。ただし、1事業当たり200万円を上限とする。
- (2) 土地提供者に対して交付する奨励金 分譲宅地開発事業を行う民間事業者に譲渡した土地の売買代金の額に5パーセントを乗じて得た額とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、1事業につき1人当たり100万円を上限とする。

(交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、分譲宅地開発事業完了後3箇月以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、嬉野市民間分譲宅地開発支援事業奨励金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 分譲宅地開発事業の場所を表示した位置図
- (2) 確定測量図、公図の写し及び土地登記事項証明書の写し
- (3) 分譲宅地開発事業に係る写真(工事施工写真を含む。申請者が民間事業者の場合に限る。)
- (4) 納税証明書(未納のない旨の証明書)
- (5) 履歴事項全部事項証明書(申請者が法人の場合に限る。)
- (6) 住民票の写し(申請者が個人の場合に限る。)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(奨励金の交付決定)

第7条 市長は、奨励金の交付の申請があった場合は、その内容の審査及び現地調査を行い、適正に実施されたと認めるときは、奨励金の交付の決定及び額の確定を行い、申請者に、嬉野市民間分譲宅地開発支援事業奨励金交付決定及び額の確定通知書(様式第2号)により通知する。
(奨励金の請求等)

第8条 交付対象者は、前条に規定する通知書を受けた場合は、速やかに嬉野市民間分譲宅地開発支援事業奨励金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、確定払により奨励金を交付するものとする。
(奨励金の交付決定の取消し等)

第9条 市長は、奨励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 関係法令及びこの告示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により交付の決定を受けたとき。
- (3) 申請日から起算して3年以内に分譲宅地以外の用途に使用したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、嬉野市民間分譲宅地開発支援事業奨励金交付決定取消通知書(様式第4号)により、交付の決定を取り消した者に通知するものとする。
(奨励金の返還)

第10条 市長は、前条第1項の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に奨励金を交付しているときは、当該奨励金の全部を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により奨励金を返還させようとするときは、嬉野市民間分譲宅地開発支援事業奨励金返還通知書(様式第5号)により、奨励金を返還すべき者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者は、市長が定める期日までに市長が指定する返還方法により奨励金を返還しなければならない。
(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

嬉野市長 様

申請者 住 所

氏 名
電話番号

嬉野市民間分譲宅地開発支援事業奨励金交付申請書

嬉野市民間分譲宅地開発支援事業奨励金の交付を受けたいので、嬉野市民間分譲宅地開発支援事業奨励金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 分譲宅地開発事業の所在地

2 交付申請額 円

3 分譲宅地開発事業面積及び区画 m²・ 区画

4 添付書類

- (1) 分譲宅地開発事業の場所を表示した位置図
- (2) 確定測量図、公図の写し及び土地登記事項証明書の写し
- (3) 分譲宅地開発事業に係る写真
(工事施工写真を含む。申請者が民間事業者の場合に限る。)
- (4) 納税証明書(未納のない旨の証明書)
- (5) 履歴事項全部事項証明書(申請者が法人の場合に限る。)
- (6) 住民票の写し(申請者が個人の場合に限る。)
- (7) その他市長が必要と認める書類
()

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

嬉野市長



嬉野市民間分譲宅地開発支援事業奨励金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付で申請のあった嬉野市民間分譲宅地開発支援事業奨励金については、次のとおり交付することを決定し、併せて額を確定したので通知します。

1 交付決定及び確定額 円

2 交付条件

- (1) 奨励金の交付に関し、必要とする報告又は書類の提出を求められたときは、速やかに応じること。
- (2) 書類の確認及び現況確認を求められたときは、速やかに応じること。
- (3) 奨励金の交付に係る書類は、5年間保存すること。

様式第3号(第8条関係)

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

嬉野市長 様

住 所

氏 名

㊞

電話番号

嬉野市民間分譲宅地開発支援事業奨励金交付請求書

年 月 日付け 第 号 で交付確定を受けた嬉野市民間分譲宅地開発支援事業奨励金について、嬉野市民間分譲宅地開発支援事業奨励金交付要綱第8条第1項の規定により次のとおり請求します。

請求金額 _____ 円

金融機関名	
支店名	
預金の種類	
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

※ 申請者(交付対象者)名義の口座を記入してください。

※ 預金通帳のコピーを添付してください。【名義(フリガナ)、金融機関・支店名、口座番号が分かるページ】

様式第4号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

嬉野市長



嬉野市民間分譲宅地開発支援事業奨励金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号 で交付決定した嬉野市民間分譲宅地開発支援事業奨励金について、次のとおり交付決定を取り消したので、嬉野市民間分譲宅地開発支援事業奨励金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

- | | |
|-------------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 取消額 | 円 |
| 3 取消後の交付決定額 | 円 |
| 4 取消理由 | |

様式第5号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

嬉野市長



嬉野市民間分譲宅地開発支援事業奨励金返還通知書

年 月 日付け 第 号 により既に交付した嬉野市民間分譲宅地開発支援事業奨励金について、嬉野市民間分譲宅地開発支援事業奨励金交付要綱第10条第2項の規定により、次のとおり返還するよう通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付済額 円
- 3 返還すべき金額 円
- 4 返還期限 年 月 日まで
- 5 返還方法
- 6 返還理由